

別海町例規類集データベース更新等業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、例規の規定を正確・迅速に確認し、効率的に業務を進めるための例規類集データベースの構築及び維持管理の業務並びに例規改正等を正確に行うための法制執務を支援する例規編集システム構築や関係情報提供の業務について、見積書作成に必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

- (1) 例規類集データベースシステムの構築、更新、管理
- (2) 例規編集システムの構築、管理
- (3) 法制執務に係る業務の支援
 - ア 法令検索システムの提供
 - イ 法令改廃情報（法令改廃に伴う条例改正情報を含む。以下同じ。）システム、システム外での法令改廃情報の提供
 - ウ 全国類似、先例規類集情報の提供
 - エ 法制執務の相談、研修の対応
- (4) 各種システムの保守、操作相談の対応
- (5) ホームページ用例規類集の更新

3 導入システム

受注者の管理するサーバ機上で、随時内容更新可能なシステムを運用する。

4 システム動作環境

- (1) システム運用サーバ機
 - ア 受注者の用意するサーバをIDC（インターネット・データ・センタ）方式にて活用し、庁内でのサーバ管理は一切不要とするとともに、LGWAN環境におけるIP認証により庁外とのアクセスを制限すること。
 - イ 別海町役場のすべてのPCで、特別なソフトをインストールすることなく使用可能なシステムとすること。
- (2) クライアントPC
 - ア OS：Windows 10、11、WindowsServer2016、2022
 - イ ブラウザ：Microsoft edge 123.0.2420.97以降

5 システムの概要

- (1) 例規類集データベースシステム
次の機能を利用することにより、例規の閲覧等を可能とするシステムであること。

- ア 検索機能
- イ 一覧表示機能
- ウ 全文（条文）表示機能等
- エ ダウンロード機能

(2) 例規編集システム

次の機能により、例規の改廃業務を支援するシステムであること。

- ア 新規制定、一部改正、全部改正及び廃止の手続の支援機能
- イ 条文修正後、その条文を審査する機能

(3) 法令情報システム

法令検索を可能とするシステムであること。

(4) 法令改廃情報システム

法令の制定・改廃に対応し、例規条文検討に関する情報を提供するシステムであること。

(5) システムの保守

常に正常な状態で動作する環境を保持すること。

(7) 研修体制

操作説明を行うこと。

(8) 成果品

成果品を発注者の指定する時期に指定する場所へ提出すること。

(9) データ更新

例規データの更新は、月1回（年12回）程度とする。

6 法制執務業務の支援

- (1) 例規の制定、改廃、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し、日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。
- (2) 例規の制定、改廃の参考資料として、モデル案や他自治体の先行事例等を提供すること。
- (3) 複数の指定条件に適合する全国の類似例規類集情報を提供すること。